

港湾運送事業法に基づく措置について

【TOSの情報セキュリティの確保状況を国が審査する仕組みの導入】

港湾運送事業への参入等に際して審査を受ける必要がある**事業計画にTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求める**

⇒事業計画に定める業務を確保することを通じ、情報セキュリティ対策を確保

【制度設計に際しての留意点とその対応】

- 事業計画に記載するTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項として何を求めるのか。
→ **ネットワーク構成がわかるシステム概要図の提出を求めるとともに、システム面や体制面について特に重要な情報セキュリティ対策の実施を求める**
- TOSの使用者と所有者が異なる場合に情報セキュリティ対策の確保の実効性をどのように担保するのか。
→ **TOSの使用者と所有者との間において、一般港湾運送事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類の提出を求める**
- コンテナターミナルの重要性やシステムの依存度が異なる中で、情報セキュリティ対策の設定条件及び情報セキュリティ対策のレベルをどうするのか。
→ **特にコンテナ取扱貨物量の多い港湾については、そのほかの港湾で求めるセキュリティレベルより高いレベルの対策を求める**

※国の関与については、港湾運送事業者に過度な負担とならないよう、港湾運送事業の継続のために真に必要なものに限定する

【スケジュール】

令和5年12月18日～令和6年1月18日 パブリックコメントの実施

令和6年2月中旬 改正港湾運送事業法施行規則の公布

令和6年3月末 改正港湾運送事業法施行規則の施行